

**記者発表資料**

令和8年2月24日(火)

日高市

市民生活部 環境課 廃棄物対策担当

TEL042-989-2111 内線 3399

課長 関口 秀昭

担当者職・氏名 主幹・内沼 靖典

家庭系廃食油の回収を5月1日から開始します

本市では、令和6年10月10日に飯能市、狭山市、入間市の4市と入間市の吉岡製油有限会社、狭山市の三和エナジー株式会社との間で「廃食油のリサイクルに関する連携協定」を締結し、保育所や給食センターなどの公共施設から排出される廃食油のリサイクルを実施しています。

この取り組みをさらに発展させ、サーキュラーエコノミーの推進とごみ減量化を進めるため、新たにこれまで可燃ごみとして処理されていた家庭から排出される廃食油について、市内公共施設で回収を開始します。

回収開始日 5月1日(金)

回収ボックス 市内公共施設 8か所

設置施設 市役所本庁舎、高麗川公民館、高萩公民館、高麗公民館、
高麗川南公民館、高萩北公民館、武蔵台公民館、
総合福祉センター「高麗の郷」

回収対象 ○家庭で使用済みとなった植物性食用油

○賞味期限切れで未使用の植物性食用油

※ラードなどの動物性油、エンジンオイルなどの工業用油、飲食店など事業活動から排出される油は回収できません。

廃食油の出し方 ①廃食油を揚げかす等の異物を取り除いてから、ペットボトル等の容器に入れてください。

※賞味期限切れで未使用の油については、もともと油が入っていた容器で出すことができます。

②市内公共施設に設置する回収ボックスに入れてください。

回収後の活用

回収した廃食油は、バイオディーゼル燃料であるB5軽油にリサイクルされ、ディーゼル車などの燃料として使用されます。

事業のイメージ

